



特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に 関する法律の一部を改正する法律の概要

令和 4 年 6 月
環境省

今回の法改正のねらい・ポイントP.2

1. ヒアリ対策の強化

- (1) 特定外来生物全般の規制権限の拡充P.3
- (2) 「要緊急対処特定外来生物」の категорияの新設P.4
- (3) 「要緊急対処特定外来生物」に対する権限の創設P.5

2. アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備 ..P.6

3. 各主体による防除の円滑化P.7

今回の法改正のねらい・ポイント

下記の取組により、外来生物対策を一層強化・推進し、**安全・安心な国民生活と生態系保全等の推進**を実現

- (1) **国内への侵入防止**のために**緊急に対処が必要な外来生物**（**ヒアリ類**を想定）の対策のための検査体制等の強化
- (2) 既に広く飼育され、野外の個体数も多い外来生物（**アメリカザリガニ**や**アカミミガメ**を想定）に対応する規定の整備
- (3) 国と地方公共団体による防除の円滑化による**防除体制の強化**

1. ヒアリ対策の強化

輸入された物品等に付着して**ヒアリ**が国内に侵入する事例が**近年増加**

「**定着しそうなギリギリの段階**」

であり、**対策の強化が急務**



特定外来生物全般に対する**規制権限**（立入権限や輸入品等の検査対象）を**拡充**

発見し次第、緊急の対処が必要なものについては「**要緊急対処特定外来生物**」(*)として政令で指定し、**より強い規制権限**（通関後の検査や移動の禁止等）**がかかる枠組みを創設**

※国内に侵入・拡散すると著しい被害を及ぼす**ヒアリ類**を想定

2. アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備

広く飼育(*)されており、現行法の規制を適用すると、かえって生態系等への被害が拡大するおそれ

当分の間、種ごとに政令で定める**一部の規制（輸入、販売、放出等）のみを適用**することを可能に



規制対象外として検討している例

- ・個人の販売目的でない飼育
- ・個人間の無償譲渡 等

※アメリカザリガニ：約65万世帯/約540万匹、アカミミガメ：約110万世帯/約160万匹が飼育されていると推計

3. 各主体による防除の円滑化

地方公共団体においても外来生物の防除のノウハウが蓄積されてきている一方で、現行法上は国のみが主な防除主体とされている。

国、都道府県、市町村（特別区を含む。）、事業者及び国民に関する責務規定を創設

都道府県による迅速な防除を可能とするため、現行法では必要とされている**国への確認手続を不要**に

1. ヒアリ対策の強化①

特定外来生物全般の規制権限の拡充

【第1条関係】 第13条、第24条の2

- ◆ **土地の立入り等** 主務大臣等は、特定外来生物の**生息又は生育の状況等の情報を収集するための調査**に必要な限度において、その職員又はその委任した者に、他人の土地又は水面に立ち入り、調査を行わせることができる。
- ◆ **輸入品等の検査等** 主務大臣は、特定外来生物等が付着等しているおそれのある輸入品等（通関前）があると認めるときは、その職員に**輸入品等の所在する土地又は施設**(※)に立ち入ることができるとともに、付着又は混入している輸入品等、**土地又は施設**を検査等することや、消毒又は廃棄すべきことを命ずることができる。

※施設：車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む

現行

- 国等が民有地に立入りできるのは**防除のためのみ**
- 通関前**の輸入品等に特定外来生物がいるおそれがあるときに検査、消毒廃棄命令等が可能なのは、**輸入品・コンテナ等のみ**



改正後

- 防除に加え、その前段階の**生息調査のための立入り**も可能に
- 通関前**の輸入品等が置かれている**土地・施設（倉庫、車両等）も**検査、消毒廃棄命令等が可能



1. ヒアリ対策の強化②

「要緊急対処特定外来生物」の Kategorii の新設

【第2条関係】第2条第3項

「特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があるもの」を「**要緊急対処特定外来生物**」として政令で定める（※）

※ヒアリを含むトフシアリ属4種群とそれらの交雑種を政令で指定することを想定

ヒアリによる多方面にわたる著しい影響

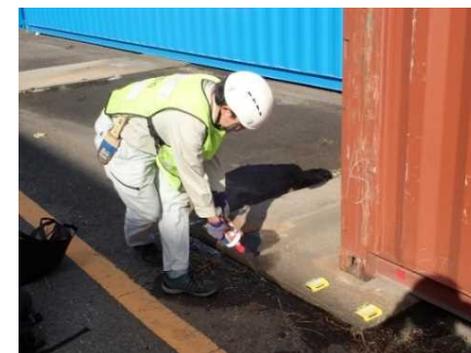
- 人への健康被害（アレルギー反応（アナフィラキシーショック）による死亡例も有）
- 公園などに広く定着すると、裸足・サンダルでは歩けないほか、花見や花火大会などを安心して行えなくなるおそれ
- 農業生産や家畜への被害
- 電気設備に巣を作り、電線をかじって停電・火災を誘発
- 在来の昆虫だけでなく、爬虫類、小型ほ乳類をも集団で攻撃し捕食

※米国では年間6000-7000億円の被害



写真提供：寺山 守

ヒアリに刺されて起きた発疹



防除作業の様子



働きアリ
体長約2.5~6mm

ヒアリの大きさ

女王アリ
体長約7~8mm

1. ヒアリ対策の強化③

「要緊急対処特定外来生物」に対する権限の創設

【第2条関係】 第24条の2第2項、第4章の3

- ◆ **通関後の検査等** 主務大臣は、要緊急対処特定外来生物が付着等している蓋然性が高い物品等、土地又は施設については、**通関後も含め**その職員に土地又は施設(※)に立ち入ることができるとともに、付着又は混入している物品等、土地又は施設を検査等することや、消毒又は廃棄すべきことを命ずることができる。
- ◆ **移動の制限・禁止** 主務大臣は、**要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が付着等**しているときは、物品等又は施設の移動を制限、禁止することを命ずることができる
- ◆ **対処指針の策定** 主務大臣及び国土交通大臣は、要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための**事業者が取るべき措置に関する指針（対処指針）を定め**、指針に定める事項に関する報告徴収、助言、指導、勧告、命令することができる

※施設：車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む

現行

- 通関後の物品等に対して、検査、消毒廃棄命令等ができない
- 専門家による特定外来生物の特定（同定）作業中は、任意の移動停止の協力依頼のみのため限界あり
- 事業者との連携にかかる根拠規定がない



改正後

- 通関後の物品、施設や土地に要緊急対処特定外来生物がいるおそれがあるときに検査、消毒廃棄命令等が可能
- ヒアか否か専門家が特定（同定）作業中も物品等の移動停止をさせることが可能
- 国が対処指針を定めることを法定化し、事業者との連携を強化

2. アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備

特定外来生物の取扱いに関する特例

【第2条関係】 原始附則第5条

我が国における生息又は生育の状況、飼養等の状況に鑑み、飼養等、輸入、譲渡し等、放出等の規制を適用することによりかえって生態系等に係る被害の防止に支障が生じるおそれがある特定外来生物については、当分の間、政令で特定外来生物の種類を指定して、必要な条件を付して**一部の規制を適用除外**にすることができる。

現行

- 特定外来生物の**飼養等、輸入、譲渡し等、放出等は原則禁止**
- **飼養等や譲渡し等**には**許可**が必要
→ アメリカザリガニやアカミミガメを特定外来生物に指定すると、**飼育中の個体が大量放出**されるおそれ



改正後

- 政令で定めることにより**一部の規制の適用除外が可能**に
- 政令での規定イメージ（検討中）
輸入、放出、販売又は頒布を目的とした飼養等、販売や購入又は頒布を目的とした譲渡し等に限る規制

<アメリカザリガニ、アカミミガメの規制イメージ（検討中）>



捕獲



飼育

※販売・頒布を目的としないもの。逃がさないように飼育



輸入



放出

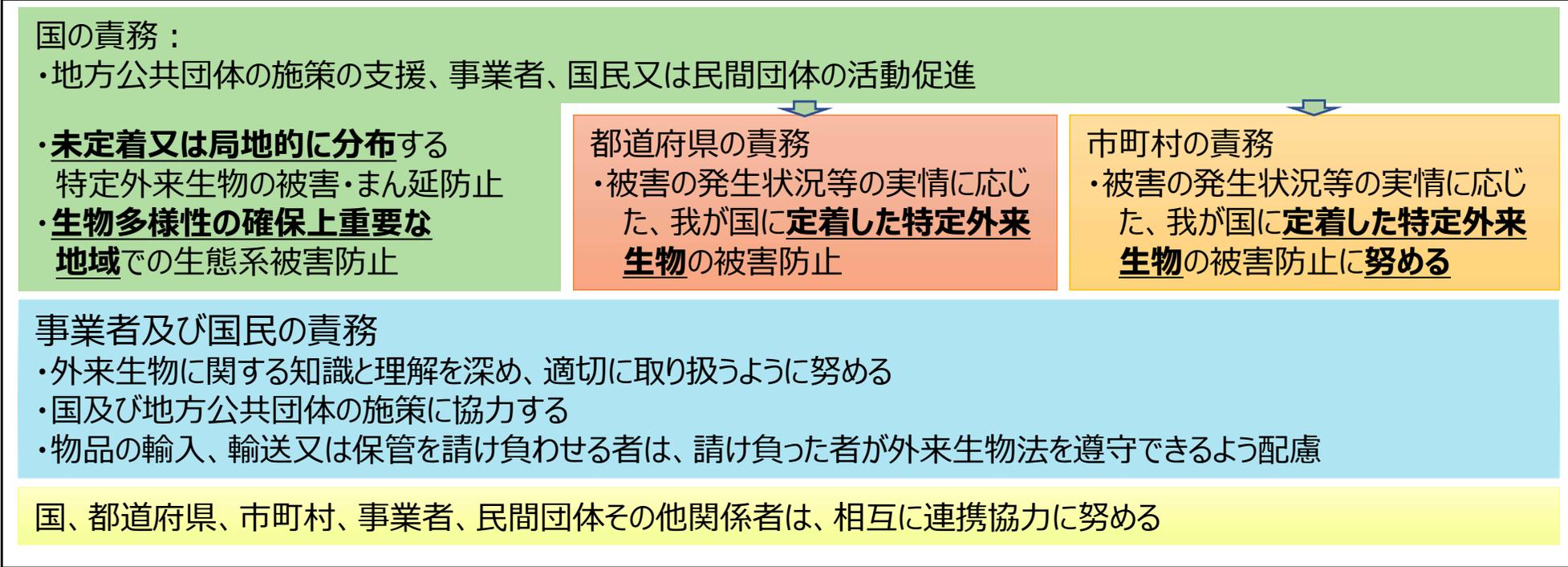


販売・購入

3.各主体による防除の円滑化

責務規定の新設

【第2条関係】第2条の2から第2条の5まで



防除規定の見直し

【第2条関係】第3章

- ◆ **都道府県による防除**
 - 必要があると認めるときは、単独で又は共同して、防除を行うものとする
 - 防除を行うときは、**国の確認手続を不要に**



特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 の一部を改正する法律 参考資料

令和4年6月
環境省自然環境局

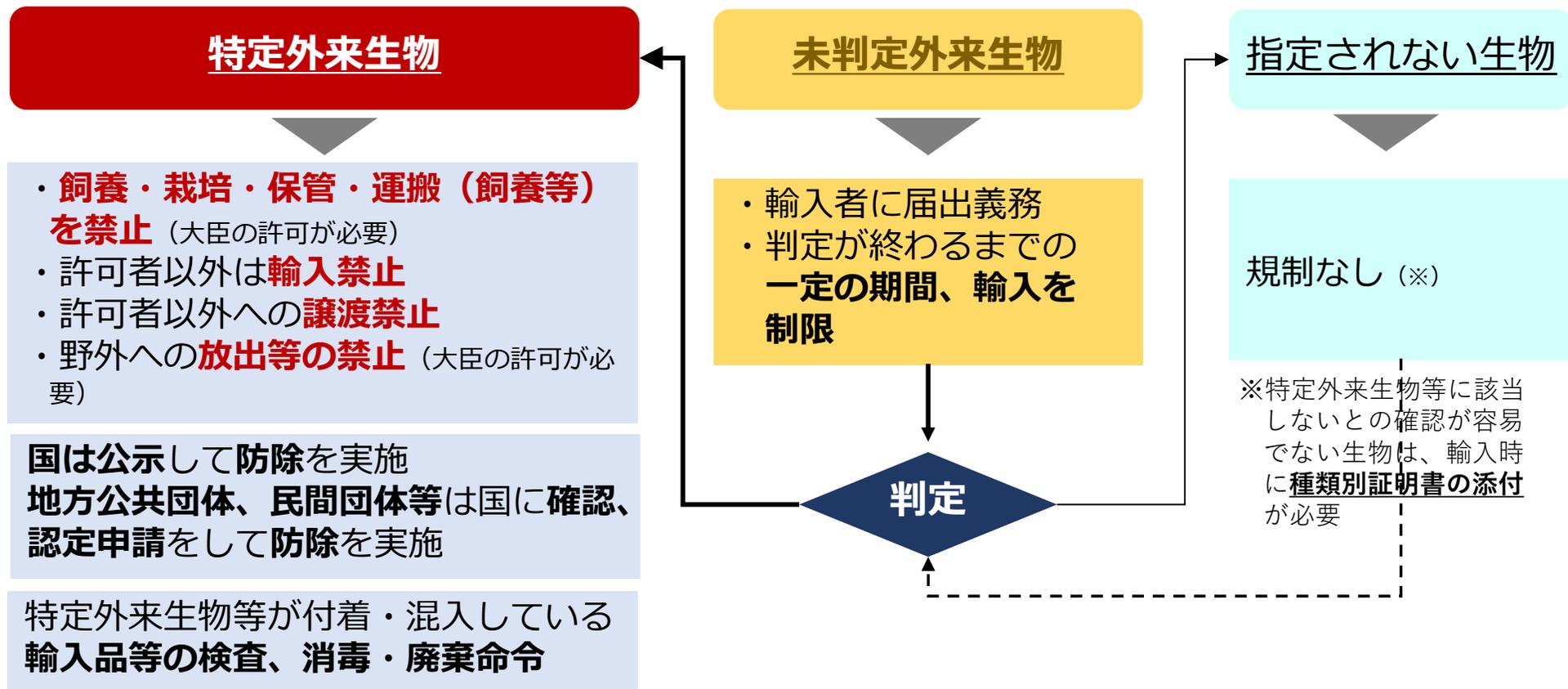


外来生物法の概要

法律の目的

- 特定外来生物による**生態系**、**人の生命・身体**、**農林水産業**に係る被害の防止

法律の概要



その他：許可者への報告徴収及び立入検査、情報収集、普及啓発、罰則等の規定

法律以外：外来種被害防止行動計画・生態系被害防止外来種リスト

ヒアリの侵入経路と国民生活等への影響

- ヒアリは、原産地である南米から、船や飛行機に積まれたコンテナや貨物にまぎれ込んで、1940年代頃からアメリカ合衆国やカリブ諸島に次々と侵入
- 2000年代にはオーストラリア、ニュージーランド、中国、台湾でも発見
- 日本でこれまで発見されたヒアリも、輸入貨物や輸入貨物の入ったコンテナなどに付着することにより、入り込んでいる



国民生活と生態系への影響

- 海外ではアレルギー反応による**死亡例有**（**命に関わる緊急課題**）。
- ヒアリ定着により**お花見や花火大会などを安心して行えなくなる**おそれ、米国定着地では**サンダルが履けない、年間1400万人が刺される**など、**国民の生活に多大な影響**。
- 在来のアリ類や節足動物だけでなく、爬虫類、小型ほ乳類をも集団で攻撃し捕食（家畜への被害もあり）。
- 海外でのヒアリ防除対策費と被害額は膨大。
 - ・ **米国：対策費7800億円/年 被害額6000-7000億円/年**
 - ※“ヒアリが広く定着した国や地域で駆除に成功したところはない”
根絶はNZのみ。**初期防除が重要**。

ヒアリの危機的状況

- ヒアリ対策については、3年連続で大規模な集団の確認事案が続いており、対策の強化が必要（「**定着しそうなギリギリの段階**」と有識者からも警鐘）

ヒアリの危機的状況

- 2017年6月に国内で初確認されて以降、18都道府県で**84事例**が報告（令和4年1月末現在）

【3年連続で港湾において大規模な集団を確認】

- 2019年10月 東京港青海ふ頭のコンテナヤード内で多数の女王アリ発見
 - ・同月、ヒアリ対策関係閣僚会議開催、青海ふ頭の徹底防除と全国港湾の調査を強化
- 2020年9月 名古屋港飛島ふ頭の民間事業敷地内で多数の女王アリ発見
 - ・同月から、確認地点の徹底防除と周辺調査を実施
 - ・定着阻止のため、広域調査と関係者への注意喚起を実施
- 2021年9月 大阪港咲洲で複数の女王アリと働きアリ1000体以上発見
 - ・2021年10月から、緊急的に確認地点の徹底防除と周辺調査、関係者への注意喚起を実施
 - ・定着阻止のため、今後、広域調査を実施予定



外来種の定着段階と防除の困難度

早い段階で対応するほど目標達成までの期間は短くなり、保全対象への影響を少なく抑えることができる

定着段階が進むにつれ根絶までの期間は長期化し、防除コストも膨らむ



ヒアリは今ココ!

定着段階	未定着	定着初期	分布拡大期	まん延期
防除目標	★侵入防止	★拡散の防止 ★国内根絶	★拡散の防止 ★地域根絶・被害の低減	★保護地域等での地域根絶・被害の低減
必要な行動	◆監視 ◆情報収集	◆早期発見・早期対応 ◆狭い範囲における早期の集中的な防除	◆地域連携による拡散の防止 ◆分布拡大地域における早期防除	◆重要地域における監視・被害防除対策・集中的な防除

大目標：生物多様性の保全等 在来種及び在来生態系の保全・復元

アメリカザリガニについて

アメリカザリガニの特徴

原産地：ミシシッピ川流域を中心とした米国南東部からメキシコ北東部

大きさ：全長が通常10cm程に成長し、最大で15cm。

寿命：4～5年

分布：47都道府県。市区町村単位や離島単位等で生息が確認されていない場所も。

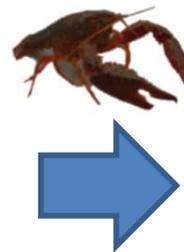
利用状況：多くの家庭（約65万世帯で約540万個体（R2推計値））で飼育。

生態系被害防止外来種リスト：最も優先して対策を行うべき「緊急対策外来種」に選定。



生態系等への被害

- ・水草の切断や捕食により、在来生態系に影響を及ぼすことが知られている。
- ・ザリガニペスト等のキャリアになることが知られており、日本固有で絶滅危惧種のニホンザリガニに深刻な影響を与える可能性や、競合によりニホンザリガニに影響を与える可能性がある。
- ・文献調査から、アメリカザリガニにより悪影響を受けている絶滅危惧種として、ベッコウトンボやタガメ等の昆虫9種、魚類7種、両生類3種、植物10種が確認されている。



石川県金沢市のシャープゲンゴロウモドキの生息していた池植生は消失し、茶色く濁っている。シャープゲンゴロウモドキは絶滅し、他の水生生物もほとんど確認されなくなった。 写真提供：西原昇吾氏(中央大学)

アカミミガメについて

アカミミガメの特徴

原産地：米国南西部

大きさ：最大背甲長は雄20cm、雌28cm（2.5kg）で在来のニホンイシガメ（1kg前後）より大型

食性：雑食性（魚類、甲殻類、水生昆虫、水草等）

調査対象地においては、水草を主に菜食

顕著ではないが、生物多様性や農水産業への被害事例が増加
イシガメ減少地域で増殖傾向だが、関係は十分わかっていない

利用状況：1950年代後半から幼体を「ミドリガメ」の通称でペットとして輸入

1990年代半ばに輸入量は年間100万匹であったが、近年は数万匹以下
多くの家庭（約110万世帯で約160万個体（R1推計値））で飼育。

生態系被害防止外来種リスト：最も優先して対策を行うべき「緊急対策外来種」に選定。



生態系等への被害

- ・ペットとして飼育されていた個体が野外に放たれることなどにより、北海道から沖縄まで全都道府県に分布。
- ・在来のカメ類と餌や日光浴場所等を巡って競合し、定着地域では在来のカメ類や水生植物、魚類、両生類、甲殻類等に影響を及ぼしていると考えられる。
- ・レンコン畑のレンコンの新芽やイネの食害等の農作物被害の報告がある

アカミミガメ・アメリカザリガニに関する取組

防除マニュアルの作成

- 2019年にアカミミガメ防除の手引きを作成、2021年に改訂。
- 2022年にアメリカザリガニ対策の手引きを作成予定。

取組支援

- 生物多様性保全推進支援事業の対象にアメリカザリガニ（2021年より）を追加して地方公共団体等の取組を支援（アカミミガメは支援事業開始時(2008年)から対象）

例：牛久沼に生息するアカミミガメ除去事業（2019年度～2021年度）

牛久流域水質浄化対策協議会（会長：龍ヶ崎市長）が、茨城県牛久沼の生態系の重要な構成要素であり水質浄化作用のあるガマやヨシなどの水生植物が減少した（アカミミガメ食害によるものと推測）ことの対策のため、アカミミガメ防除の手引きを参考にしながら、防除を実施



普及啓発

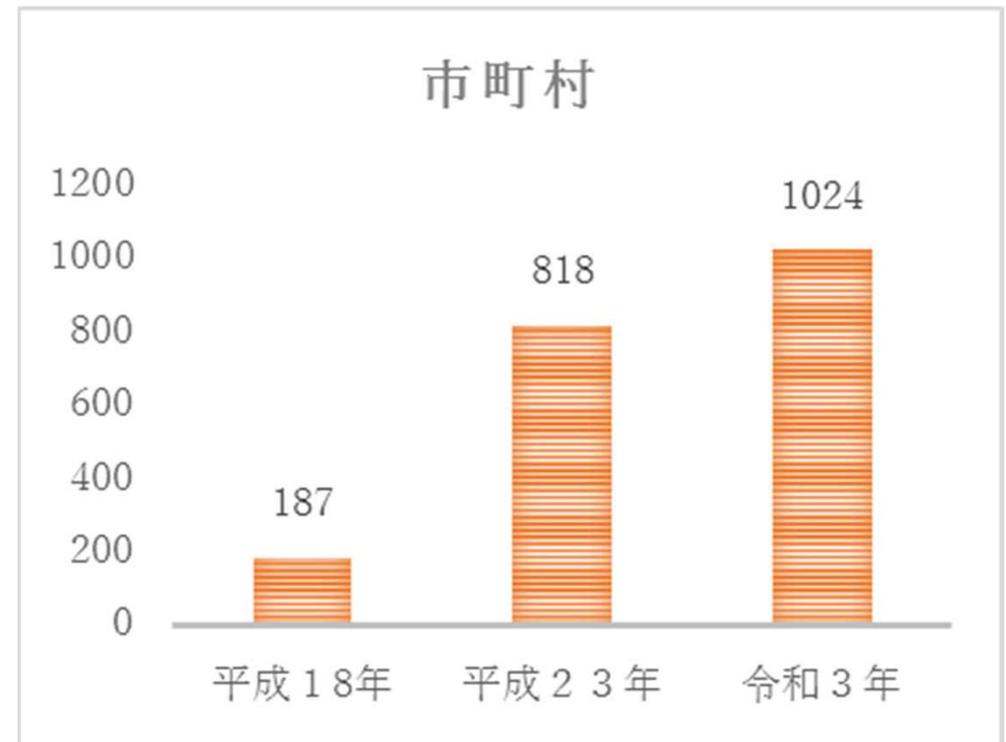
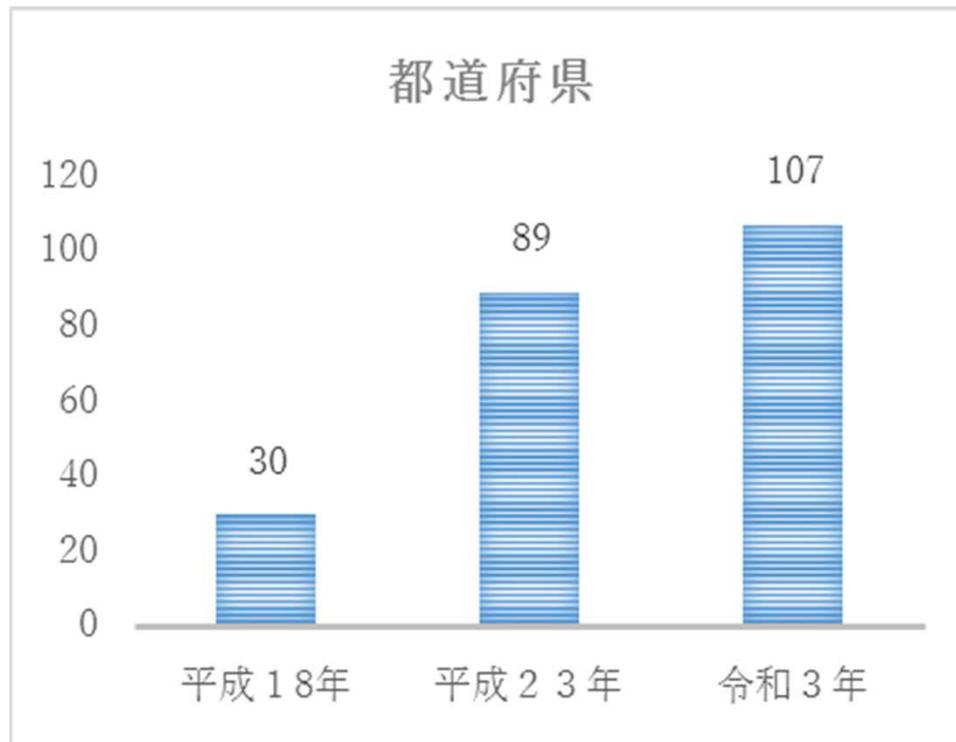
- 2015年より順次、アカミミガメの終生飼養などのパンフレット作成、シンポジウム等を実施
- 2021年より順次、アメリカザリガニによる影響などに関するSNS発信等の普及啓発を実施



地方公共団体による取組について

外来生物法に基づく防除の確認件数

令和3年時点で外来生物法に基づく防除の確認を受けている地方公共団体数は31都道府県、452市町村であり、**都道府県のうち約7割、市町村のうち約3割**が防除の確認を受けている

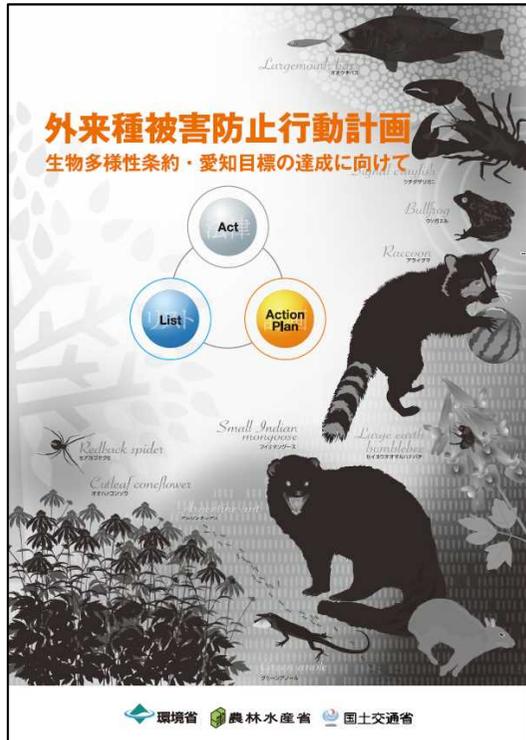


都道府県と市町村の防除の確認件数（延べ数）

国による総合的な取組について

外来種被害防止行動計画と生態系被害防止外来種リスト等の策定

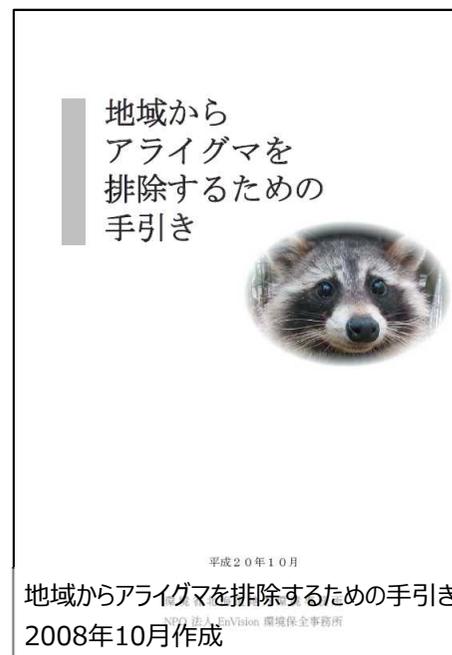
- 我が国の外来種対策全般に関する中期的な総合戦略として、**2015年3月に環境省、農林水産省、国土交通省により「外来種被害防止行動計画」を策定**
- 外来種についての関心と理解を高め、適切な行動を呼びかけることで、外来種対策の進展を図ることを目的として、**2015年3月に環境省と農林水産省により「生態系被害防止外来種リスト」を作成**
- そのほか、**防除マニュアルや普及啓発物を作成**



外来種被害防止行動計画 2015年3月策定



生態系被害防止外来種リスト 2015年3月策定



アライグマ、オオクチバス、カミツキガメ、アルゼンチンアリなど全国版5件、地域版13件作成



紙媒体のほか、動画、教育素材の作成やコールセンター設置等



【令和4年度予算（案） 172百万円（172百万円）】

地域における生物多様性の保全・再生に資する取組を支援します。

1. 事業目的

- ① 地域の自然特性に応じた、地域における生物多様性の保全・再生に資する活動の支援により、国土全体の生物多様性の保全・再生を推進。
- ② 地域による自立的・効果的な取組の継続を促進、早期対策により被害等の拡大を抑制し将来の取組コストも低減。

2. 事業内容

- ・「生物多様性地域連携促進法（平成23年施行）」「生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年閣議決定）」において、地方公共団体や事業者、民間団体、地域住民等の多様な主体の連携・協働による活動の促進が必要とされている。
 - ・法に基づく指定種や保護地域に係る取組、法定計画の策定とそれに基づく取組等、国としても促進すべき下記事業を地域が行う場合に、短期的に支援。
1. 地域における生物多様性の保全再生に資する活動（交付率1/2、原則2年）
 - ① 特定外来生物対策
 - ② 重要地域の保全・再生
 - ③ 広域連携生態系ネットワーク構築
 - ④ 地域・民間の連携促進活動
 2. 動植物園等による生息域外保全（定額:上限200万円、原則3年）
 3. 国内希少種の保全活動（定額:上限250万円又は上限150万円、原則3年）
 4. 地域における特定外来生物の早期防除計画策定（定額:上限250万円、原則1年）
 5. 重要里地里山等における社会経済的課題と環境的課題を統合的に解決しようとする活動（交付率3/4、原則2年）

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率は3/4、1/2又は定額）
- 交付対象 非営利団体、地方公共団体一般、民間事業者 等
- 実施期間 平成20年度～

4. 活用事例

事例1 能勢の里山活力創造推進事業（H30～R2） （能勢の里山活力創造推進協議会）

生物多様性地域連携促進法に基づく「地域連携保全活動計画」を策定。また同計画に基づき、観光や農林業、住民等との連携による里山資源の保全と活用を推進。

事例2 奈良県クビアカツヤカミキリ早期防除計画策定事業（R2）（奈良県）

サクラ等のバラ科樹木に猛威を振るう外来カミキリムシの早期発見・対策を進めるための防除体制の確立、早期防除計画の策定等。



事例3 フサゲルカミキリの住み続ける草原の生息環境保全（H30～R2）（岡山県真庭市）

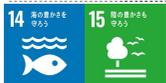
日本固有種で生息地が極めて限られる草原性の希少昆虫「フサゲルカミキリ」の生息環境維持・改善（火入れ等）。



国内へのヒアリの定着防止等（外来生物対策管理事業費、特定外来生物防除等推進事業）



環境省



【令和4年度予算（案）740百万円（741百万円）】

ヒアリ等の侵略的外来種による生態系等の被害を防止するため、必要な調査・検討、優先度に応じた防除を実施します。

1. 事業目的

- ① 外来生物の生息・生育域の縮小及び密度の低下
- ② 希少種・生態系の回復、生物多様性の保全を達成
- ③ 生物多様性条約締約国会議で決議された「愛知目標」及び後継目標を達成する。



2. 事業内容

- 特定外来生物等の選定及び調査・緊急防除
 - ・ヒアリ定着疑い時の周辺調査及び緊急防除の実施
 - ・大規模ヒアリ営巣地及びその周辺の継続的な調査等の実施
 - ・専門家による特定外来生物選定の会合
- 愛知目標及び後継目標達成のための外来種対策強化にかかる調査・検討
 - ・ヒアリ等未定着種の早期発見体制の構築及び情報共有システムに関する検討
- 侵入初期外来生物・交雑種緊急防除事業
 - ・最も費用対効果の高い侵入初期の防除及びそのための監視体制の構築
 - ・全国65港湾におけるヒアリの侵入状況調査の継続的实施等
- 特定外来生物防除直轄事業
 - ・世界自然遺産候補地等の生物多様性保全上重要な地域における防除（例：奄美大島におけるマングース防除等）

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成30年度～

4. 事業イメージ



**我が国の生物多様性保全
愛知目標及び後継目標の達成**
(外来生物の新規定着の防止、
生息・生育域の縮小及び密度の低下、
生態系の回復 等)